

## 岩倉市特定健診等受診勧奨委託業務仕様書

### 1 委託業務名

令和 8 年度岩倉市特定健診等受診勧奨委託業務

### 2 目的

岩倉市の令和 6 年度の特定健康診査の受診率は、34.2%（法定報告値）であり、第 3 期データヘルス計画・第 4 期特定健康診査等実施計画において設定した令和 11 年度末の最終目標値である 48.5%を達成するためには、効果的な方策を講じることが求められている。

本業務では、これまでに蓄積された特定健診受診データ等を効率的に分析することで、勧奨による行動変容の可能性のある対象者を的確に抽出し、かつ、対象者の受診意欲を促すような案内による受診勧奨を行うことで、特定健診、健康診査及び人間ドックの受診率を向上させることを目的とする。

### 3 契約履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 4 勧奨対象者

受診勧奨を実施する対象者及び健診は次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険に加入する 40 歳から 74 歳までの者（特定健診及び人間ドック助成）
- (2) 後期高齢者医療に加入する者（健康診査）  
※ 65 歳から 74 歳で一定の障害があり、愛知県後期高齢者医療広域連合の認定を受け、後期高齢者医療に加入している者も対象とする。

### 5 業務委託内容

本業務は、(1) 特定健診、(2) 人間ドック助成制度及び(3) 健康診査に対し、次のとおり実施するものとする。

#### (1) 特定健診（国民健康保険加入者）

##### ア データ分析

##### (ア) データの提出

委託者は、受託者に別紙 1-1 「岩倉市が受託者に提供するデータ等」に定めるデータのうち、データ分析業務に必要なデータのみを提出する。

なお、データ授受については、行政専用ネットワーク（LGWAN）やセキュリティ便に類する方法で行い、セキュリティ体制に万全を期すものとする。

また、レセプトデータ等の取得に費用を要するものについては、受託者の負担と責任において取得する。

##### (イ) データの加工

受託者は、委託者から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

(ウ) 対象者の分類

データ分析結果に基づき、対象者の特徴別に2つ以上のグループに分類し受診勧奨対象者リストを作成する。

なお、対象者の分類方法に係る規定は定めないものの、受診率向上のエビデンスを有する手法で行うものとする。

イ 文書通知による受診勧奨

「データ分析」を基に以下のとおり効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

(ア) 対象者

仕様書に定める勧奨対象者のうち、通知物の印刷行程に入る直前の時点で、岩倉市の特定健診及び人間ドック助成に申し込んでいない者全員とする。

(イ) 発送時期・回数

発送回数は年1回以上とし、6月下旬から7月15日までに送付するものとする。また、発送物は受託者の所在する事業所より送付するものとし、業務委託料内に通信運搬費も含むものとする。

(ウ) 通知物

①通知物の内容

通知物は、勧奨対象者の受診意欲を促すような受診勧奨通知を作成するものとする。なお、勧奨媒体については定めない。SNS等電子媒体の活用も可とするが、はがきやリーフレット等紙媒体の通知物も作成すること。

また、二次元バーコードや申込はがき等をデザインに組み込むことにより、通知物に申込機能を付属させること。

②通知物の印字及び印刷

委託者が提供する宛名データに基づき、受託者は通知物の印字及び印刷を行う。この際、転居情報などは、データ提出時に全て反映されているものとする。宛名印字に関しては、原則漢字印字を行う。外字を含めても漢字対応ができない場合は、双方協議の上、対応を決定する。

③通知物の校正

通知物の印刷内容又はメッセージ内容に関して、受託者は委託者に事前に校正を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施し、その回数は3回程度とする。

④勧奨対象者の最終決定

受託者は、岩倉市から提供される資格喪失者や健診受診済者など除外対象者の情報を反映し、勧奨対象者に発送を行う。受託者は、発送前に対象者リストを作成し、委託者から承諾を受けるものとする。

⑤サンプル納品

通知物のサンプルに関して、受託者は委託者に対し各5部の納品を行う。納品は、通知物発送後速やかに行うものとする。

(2) 人間ドック費用助成（国民健康保険加入者）

ア データ分析

(ア) データの提出

委託者は、受託者に別紙1-1「岩倉市が受託者に提供するデータ等」に定めるデータのうち、データ分析業務に必要なデータのみを提出する。

なお、データ授受については、行政専用ネットワーク（LGWAN）やセキュリティ便に類する方法で行い、セキュリティ体制に万全を期すものとする。

また、レセプトデータ等の取得に費用を要するものについては、受託者の負担と責任において取得する。

(イ) データの加工

受託者は、委託者から提供される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

(ウ) 対象者の分類

データ分析結果に基づき、対象者の特徴別に2つ以上のグループに分類し受診勧奨対象者リストを作成する。

なお、対象者の分類方法に係る規定は定めないものの、受診率向上のエビデンスを有する手法で行うものとする。

イ 文書通知による受診勧奨

「データ分析」を基に以下のとおり効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

(ア) 対象者

仕様書に定める勧奨対象者のうち、通知物の印刷行程に入る直前の時点で、岩倉市の特定健診及び人間ドック助成に申し込んでいない者の中で、分析によって勧奨効果が高いと思われる者

(イ) 発送時期・回数

発送回数は年2回以上とし、9月以降に送付するものとする。また、発送物は受託者の所在する事業所より送付するものとし、業務委託料内に通信運搬費も含むものとする。

(ウ) 発送通数

発送通数は、各発送時に双方協議の上、決定する。なお、各発送における人数の按分比については、より勧奨効果が高くなる比率で発送するものとする。

(エ) 通知物

①通知物の内容

通知物は、勧奨対象者の受診意欲を促すような受診勧奨通知を作成するものとする。なお、勧奨媒体については定めない。SNS等電子媒体の活用も可とするが、はがきやリーフレット等紙媒体の通知物も作成すること。

また、二次元バーコードや申込はがき等をデザインに組み込むことにより、通知物に申込機能を付属させること。

②通知物の印字及び印刷

委託者が提供する宛名データに基づき、受託者は通知物の印字及び印刷を行う。この際、転居情報などは、データ提出時に全て反映されているものとする。宛名印字に関しては、原則漢字印字を行う。外字を含め

ても漢字対応ができない場合は、双方協議の上、対応を決定する。

③通知物の校正

通知物の印刷内容又はメッセージ内容に関して、受託者は委託者に事前に校正を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施し、その回数は3回程度とする。

④勸奨対象者の最終決定

受託者は、委託者から提供される資格喪失者や健診受診済者など除外対象者の情報を反映し、勸奨対象者に発送を行う。受託者は、発送前に対象者リストを作成し、委託者から承諾を受けるものとする。

⑤サンプル納品

通知物のサンプルに関して、受託者は委託者に対し各5部の納品を行う。納品は、通知物発送後速やかに行うものとする。

(3) 健康診査（後期高齢者医療加入者）

ア 文書通知による受診勸奨

以下のとおり効率的かつ効果的な受診勸奨を実施する。

(ア) 対象者

仕様書に定める勸奨対象者のうち、通知物の印刷行程に入る直前の時点で、岩倉市の健康診査及び人間ドック助成に申し込んでいない者全員とする。

(イ) 発送時期・回数

発送回数は年1回以上とし、6月下旬から7月15日までに送付するものとする。また、発送物は受託者の所在する事業所より送付するものとし、業務委託料内に通信運搬費も含むものとする。

(ウ) 通知物

①通知物の内容

通知物は、勸奨対象者の受診意欲を促すような受診勸奨通知をはがきやリーフレット等紙媒体で作成するものとする。

また、二次元バーコードや申込はがき等をデザインに組み込むことにより、通知物に申込機能を付属させること。

②通知物の印字及び印刷

委託者が提供する宛名データに基づき、受託者は通知物の印字及び印刷を行う。この際、転居情報などは、データ提出時に全て反映されているものとする。宛名印字に関しては、原則漢字印字を行う。外字を含めても漢字対応ができない場合は、双方協議の上、対応を決定する。

③通知物の校正

通知物の印刷内容又はメッセージ内容に関して、受託者は委託者に事前に校正を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施し、その回数は3回程度とする。

④勸奨対象者の最終決定

受託者は、委託者から提供される資格喪失者や健診受診済者など除外対象者の情報を反映し、勸奨対象者に発送を行う。受託者は、発送前に対象者リストを作成し、委託者から承諾を受けるものとする。

⑤サンプル納品

通知物のサンプルに関して、受託者は委託者に対し各5部の納品を行う。納品は、通知物発送後速やかに行うものとする。

#### (4) その他

ア 特定健診及び人間ドック費用助成の紙媒体の通知物については、受け取った対象者が制度を混同することがないように、紙媒体の種類を異なるものにするなど、容易に区別できるよう工夫すること。

イ 特定健診及び健康診査の通知物は同時発送とすること。

ウ 健康診査について、データ分析、データ分析に基づく対象者の分類及び勸奨内容の種類分けは必須事項としない。ただし、当該作業の実施を妨げるものではない。

エ 健康診査について、ポスターの作成等、通知物の発送以外の受診勸奨についても予算の範囲内であれば実施可とする。ただし、この場合であっても、紙媒体の通知物の作成・発送は必須である。

#### 6 勸奨結果の分析・報告業務

(1) 岩倉市は、過去の特定健康診査の受診履歴、結果及び問診票のデータ一式を受託者に提供する。受託者は、そのデータに現年度の実績を加えた上で分析及び検証し、報告する。

(2) 受託者は、分析及び検証の結果について報告書を作成し、電子媒体等により委託者に納品するものとする。なお、報告書の内容について委託者から疑義等があった場合、双方協議の上、報告書の修正を行うものとする。

#### 7 委託料の支払

(1) 委託料の支払いは、事業完了後の1回払いとする。

(2) 受託者は、作業完了後速やかに委託者に検査を請求し、検査に合格した時は、代金の支払いを請求する。

(3) 委託者は、受託者が提出する請求書に基づき、委託料を支払うものとする。

#### 8 その他

(1) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。

(2) 受け渡しデータのフォーマットについては、委託者・受託者協議の上、定めるものとする。

(3) 受託者は、委託者が要請する緊急の連絡や協議に迅速に対応すること。

(4) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打合せを実施すること。

(5) その他、仕様書に定めのない事項については、双方協議して定める。